

春日部市条例第 33 号

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

春日部市長

君 谷 - 弘

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成17年条例第96号）に基づくこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2（略）	（略）
3（略）	（略）
4（略）	（略）
5（略）	（略）
6（略）	（略）
7（略）	（略）
8（略）	（略）

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）</u> に基づく保護

改正前

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成17年条例第96号）に基づくこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3（略）	（略）
4（略）	（略）
5（略）	（略）
6（略）	（略）
7（略）	（略）
8（略）	（略）
9（略）	（略）

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地	<u>生活保護法</u> に基づく保護の実施又は就労自立給

	方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条 例による地方税 の賦課徴収に 関する事務で あって規則で 定めるもの	の 実施又は就 労 自立給付金 若しくは進 学・就職準 備給付金の 支給に関 する情報 (以下「生 活保護関係 情報」とい う。)に準 じた外国人 に対する保 護措置に関 する情報 (以下「外 国人生活保 護関係情報 >う。)又は 住登外者 宛名番号管 理機能によ る住登外者 の情報の管 理に関する 情報(以下 「住登外者 宛名情報」 という。)で あって規則 で定めるもの
--	---	--

(略)	(略)	(略)
3 市長	中国残留邦人等 の円滑な帰国 の促進並びに 永住帰国した 中国残留邦人 等及び特定配 偶者の自立の 支援に関する 法律(平成6年 法律第30号) に基づく支援 給付又は配偶 者支援金(以下 「中国残留邦 人等支援給付 等」という。)の 支給に関する 事務であって 規則で定める もの	外国人生活保護 関係情報又は 住登外者宛名 情報であって 規則で定める もの

	方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条 例による地方税 の賦課徴収に 関する事務で あって規則で 定めるもの	付金若しくは進 学・就職準備給 付金の支給に 関する情報(以 下「生活保護 関係情報」と いう。)に準じ た外国人に対 する保護措置 に関する情報 (以下「外国 人生活保護関 係情報」とい う。)又は住登 外者宛名番号 管理機能によ る住登外者の 情報の管理に 関する情報(以 下「住登外者 宛名情報」と いう。)であつ て規則で定め るもの
--	---	--

(略)	(略)	(略)
3 市長	生活保護法に基 づく保護の決 定及び実施又 は徴収金の徴 収に関する事 務に準じた外 国人に対する 保護措置に関 する事務であ って規則で定 めるもの	生活保護関係 情報、医療保 険各法又は高 齢者の医療の 確保に関する 法律に基づく 医療に関する 給付の支給又 は保険料の徴 収に関する情 報、児童扶養 手当法に基づ く児童扶養手 当の支給に関 する情報、特 別児童扶養手 当等の支給に 関する法律に 基づく特別児 童扶養手当の 支給に関する 情報、同法に 基づく障害児 福祉手当若し くは特別障害 者手当若しく は国民年金法 等の一

4	(略)	(略)

		部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当法に基づく児童手当の支給に関する情報、介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるものの
4 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5	(略)	(略)

)		
5 (略)	(略)	(略)
)		
6 (略)	(略)	(略)
)		
7 (略)	(略)	(略)
)		
8 (略)	(略)	(略)
)		
9 (略)	(略)	(略)
)		
10 (略)	(略)	(略)
)		
11 (略)	(略)	(略)
)		
12 (略)	(略)	(略)
)		
13 (略)	(略)	(略)
)		
14 (略)	(略)	(略)
)		
15 (略)	(略)	(略)
)		
16 (略)	(略)	(略)
)		
17 (略)	(略)	(略)
)		
18 (略)	(略)	(略)
)		
19 (略)	(略)	(略)
)		
20 (略)	(略)	(略)
)		
21 (略)	(略)	(略)
)		
22 (略)	(略)	(略)
)		
23 (略)	(略)	(略)
)		
24 (略)	(略)	(略)
)		
25 (略)	(略)	(略)
)		
26 (略)	(略)	(略)

)		
6 (略)	(略)	(略)
)		
7 (略)	(略)	(略)
)		
8 (略)	(略)	(略)
)		
9 (略)	(略)	(略)
)		
10 (略)	(略)	(略)
)		
11 (略)	(略)	(略)
)		
12 (略)	(略)	(略)
)		
13 (略)	(略)	(略)
)		
14 (略)	(略)	(略)
)		
15 (略)	(略)	(略)
)		
16 (略)	(略)	(略)
)		
17 (略)	(略)	(略)
)		
18 (略)	(略)	(略)
)		
19 (略)	(略)	(略)
)		
20 (略)	(略)	(略)
)		
21 (略)	(略)	(略)
)		
22 (略)	(略)	(略)
)		
23 (略)	(略)	(略)
)		
24 (略)	(略)	(略)
)		
25 (略)	(略)	(略)
)		
26 (略)	(略)	(略)
)		
27 (略)	(略)	(略)

)			)		
<u>27</u> (略)	(略)	(略)	<u>28</u> (略)	(略)	(略)
<u>28</u> (略)	(略)	(略)	<u>29</u> (略)	(略)	(略)
<u>29</u> (略)	(略)	(略)	<u>30</u> (略)	(略)	(略)
<u>30</u> (略)	(略)	(略)	<u>31</u> (略)	(略)	(略)
<u>31</u> (略)	(略)	(略)	<u>32</u> (略)	(略)	(略)
<u>32</u> (略)	(略)	(略)	<u>33</u> (略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。